指定障害福祉サービス事業所等 運営に係る注意点等について (全事業者対象集団指導)



平成28年3月18日 岐阜県障害福祉課 事業所指導係

はじめに

- ◆ 指定障害福祉サービス等の事業の運営については、 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援 するための法律」又は「児童福祉法」以下、省令、告 示、岐阜県条例の定めのほか、厚生労働省からの 各種通知において求められた基準を満たす必要が あります。
- ◆ <u>基準を満たさない運営がされた場合は県から指導を</u>行い、その指導に従わない場合は、指定の取消を 行うことがあります。(取消の場合は法人名・事業所 名・代表者名・管理者名等を公表します。)



指導及び監査の実施方法

(1)集団指導

指定の場所に対象事業者を招集し、講習会方式により指導を行います。(年1回の全事業所のほか、分野別に複数回、開設3ヶ月以内の新規事業所向け集団指導を開催予定)

(2)実地指導

事業所・施設において、実地指導担当者が実地により関係 書類等の確認及びピアリングを行うことにより実施します。 (入所施設は原則毎年、他事業所は概ね3年に1回)

(3)監査

指定基準違反や、不正請求等が疑われるとき、その確認及び行政上の措置が必要であると認める場合に実施します。

※事前通告なく(当日に通知)立ち入り検査を実施するなど、より実効性のある方法で行います。違反が認められた場合は、「指定取消」等の行政上の措置を機動的に行います。



1. 実地指導における主な指摘事項

指導監査の実施状況

〇平成26年度の実地指導件数と文書指摘件数

実施件数(施設・事業所数)	文書指摘件数
398施設•事業所	820件

〇主な指摘事項

指摘の内容	件数
計画の作成(書類の交付)	100
各種加算	95
内容及び手続の説明及び同意	80
秘密保持等	73
運営規程	70
サービスの提供の記録	37

指摘の内容	件数
給付費等の額に係る通知等	34
契約支給量(契約内容)の報告等	29
サービス費・給付費に係るもの	24
非常災害対策	21
勤務体制の確保等	20
工賃の支払・賃金・会計の区分	19

主な指摘事項の内容①

①計画の作成(書類の交付) 17~19ページを参照

- ○個別支援計画が適切な手続きにより作成されていない。
- ○個別支援計画の作成に必要な、「アセスメント」「担当者会議」「モニタリング」 等の記録が整備されていない。
- ○基準上定められた期間(半年に1回(自立訓練及び就労移行は3ヶ月に1回) に見直しが行われていない。
- ○利用者等から計画の同意を得ていない。
- ○利用者等へ計画を交付していない。
- ○計画と実際のサービス内容が異なっている。(計画に沿ったサービスが提供 されていない。)

②各種加算 = 57ページを参照

- ○加算に必要とされている要件(人員配置、個別支援計画への記載、支援の記録等)を満たしていない。
- ○加算の実績がないのに算定している。

【事例】

- ・算定要件のとおり送迎実績がなく、送迎加算を算定している。
- ・食事提供体制加算を算定しながら、仕出し弁当等を食事として提供している。
- ・欠席時対応加算を算定している場合で、連絡調整の実績、記録の記載がない。



主な指摘事項の内容②

③内容及び手続の説明及び同意 ■ 11,13ページを参照

- ○重要事項説明書及び契約書の内容が古いままで、運営規程や法改正の内容が反映されていない。
- ○契約書及び重要事項説明書の同意又は交付がされていない。

④秘密保持 ■ 46ページを参照

- ○従業者に対する個人情報を保護するための秘密保持義務を誓約書等により 明記していない。
- ○他の事業者等に対して、利用者又は家族の情報を提供する際に、利用者又は家族の同意を得ていない。

⑤運営規程

- ○法改正等の内容が反映されていない。
- ○実際のサービス提供時間が、記載の内容と異なっている。

⑥サービス提供の記録 ■ 20ページを参照

- ○サービス提供の記録について、提供の都度記録していない。
- ○サービス提供の記録に際して、利用者等から確認を受けていない。

主な指摘事項の内容③

- ⑦給付費等の額に係る通知等 23,24ページを参照
 - ○利用者に対して、介護給付費等の額を通知していない。
- ⑧契約支給量(契約内容)の報告等■ 14,15ページを参照
 - ○利用者と契約した際に、契約内容等を市町村に報告していない。
 - ○契約支給量等を利用者の受給者証に記載していない。
- ⑨サービス費・給付費に係るもの 17,57ページを参照
 - ○減算の要件に該当している場合に、必要な減算措置が講じられていない。
 - ○サービス提供の実績と異なる請求が行われている。
 - ○(訪問系)居宅介護計画に基づく時間ではなく、実際の支援の時間で請求を 行っている。
- ⑩非常災害対策 🗪 43ページを参照
 - ○非常災害等に関する具体的な計画や、関係機関への連絡・通報体制が整備 されていない。
 - ○定期的に避難訓練等必要な訓練が行われていない。



主な指摘事項の内容4

- ⑪勤務体制の確保等 41ページを参照
 - ○従業者の勤務表が作成されておらず、勤務体制が不明確。
 - ○必要な人員の配置がされていない。

⑫工賃の支払・賃金

○生産活動に係る事業収入を超えて賃金の支払いをしている。(給付費を 賃金に充てている。



・就労継続支援B型事業者は、生産活動に係る事業収入から必要な経費を除いた額を工賃として支払うこと。

③会計の区分

- ○事業所毎に経理が区分されていない。
- ○各サービスの事業の会計が、その他の事業の会計と区分されていない。



- ・各事業所ごと、各サービスの事業ごとに会計を区分すること。
- ・就労系については、「就労支援の事業の会計処理の基準」(平成18年 10月2日社援発第1002001号)参照のこと。

2. サービス利用の手続き

主な障害福祉サービス利用の流れ

1. 利用申 込

- ・重要事項説 明書交付・ 説明・同意・ 契約書
- 受給者証の確認

2. 契約支 給量の報 告

• 市町村へ報告

3. 個別支援計画の 作成

- ・アセスメント
- ・計画の作成
- ・モニタリング

4. サービ スの提供・ 提供の記 録

利用者の確認

5. 報酬請 求・利用者 負担額の 受領

領収証の交付

6. 訓練等 給付費額 等の通知

・利用者へ代 理受領の通 知



利用申込①「重要事項説明」

◆ 事業者は、支給決定障害者等がサービスの利用の申し込みを行ったときは、当該利用申込者に対し、 運営規程の概要等を記した「重要事項説明書」を交付して説明を行う必要があります。

重要事項説明書に記載すべき項目

- □ 運営規程の概要・・・運営規程の項目が含まれるようにしてください。 また、運営規程と異なる内容が重要事項説明書に記載されていないか 確認してください。
- □従業者の勤務体制
- □ 事故発生時の対応・・・家族等や事業所内での連絡体制、対応責任者 等の他、損害賠償に関する事項等について記載します。
- □ 苦情処理の体制・・・相談窓口、苦情解決の体制、手順等の概要、行政 の相談窓口を記載します。



利用申込②「受給者証の確認」

- ◆ 指定障害福祉サービスを提供する場合は、利用申込者から受給者証の提示を受け、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量、利用者負担額及び利用者負担額の適用期間を確認してください。
- ◆ サービス提供に必要な支給決定がない場合は、利用者申込者に対して支給決定が必要なこと等を案内し、支給申請に係る必要な援助(窓口の案内等)を行わなければなりません。

	障害福祉サービス受給者証		
受	給者証番号		
支給決定賠	居住地		
四害者等	フリガナ 氏名		
守		·	

介護給付費の支給決定内容				
障害程度区分				
認定有効期間	年月日から 年月日まで			
サービス種別				
支給量等				
支給決定期間	年月日から 年月日まで			



利用申込③「契約」

◆ 利用するための契約が成立したときは、下記の契約内容を記した契約書面を交付しなければなりません。なお、書面の交付に際しては、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をする必要があります。

: 契約書に記載すべき項目

- □ 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地
- □ 当該事業の経営者が提供するサービスの内容
- □ 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- ロ サービスの提供開始年月日
- □ サービスに係る苦情を受け付けるための窓口

利用申込4「受給者証の記載」

◆ 事業者は、受給者証の該当欄に事業所の名称、 サービスの内容、月当たりの提供量(契約支給量)、 契約日等の必要な事項を記載します。

◆ 他の事業者による契約支給量の記載(終了年月日

が未記載のものに限る)がある場合は、契約支給量の総量が支給決定量を超えていないことを確認します。

番号	生活介護·自立訓練·就労移行支援· 就労継続支援事業者記入欄					
	事業者及びその 事業所の名称					
3	サービス内容	ot Ni sa sa	-34-37	69-39-3	2 X2 X28	事業者確認印
1	契約支給量(/月)				日	
1	契 約 日	平成	年	月	日	
3	当該契約支給量による サービス提供終了日	平成	年	月	日	事業者確認印
	サービス提供終了月中の 終了日までの既提供量					2
	事業者及びその事業所の名称					

契約支給量の報告

◆「市町村への報告」

事業者はサービスの利用に係る契約をしたときは契約支給量等を市町村に遅滞なく報告してください。

サービスの提供拒否の禁止

事業者は、次の正当な理由のいずれかに該当する場合を除き、 利用申込みに応じなければなりません。

- ①事業所の定員から利用申込に応じきれない場合(定員を遵守すること)
- ②事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合、これに該当しない者から利用申込みがあった場合で、適切なサービスを提供することが困難な場合
- ③利用者の住所地が事業所の運営規程に定める通常の実施地域以外である場合
- ④入院治療が必要な場合

助成金の対象外になることを理由に、サービス提供を拒否することはできません。



個別支援計画①「アセスメント」

- ◆ サービス管理責任者等は、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(アセスメント)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をします。
- ◆ アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければ なりませんが、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用 者に対して十分に説明し、理解を得て行います。(訪問系除く)

個別支援計画②「訪問系」

※報酬算定にあたっては、実際に要した時間により算定されるのではなく、<u>個別支援計画にある時間に基づき算定される</u>ことに留意すること。(実際の提供時間と計画が合致しない場合は速やかに計画の見直しを行うこと。)

①居宅介護計画等の作成

サービス提供責任者は、アセスメントに基づいて援助の方向性や目標を明確にし、 担当する従業者の氏名、従業者が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程 等を明らかにします。

②利用者及びその家族への説明

サービス提供責任者は、居宅介護計画等の目標や内容等については、利用者及びその家族に、理解しやすい方法で説明を行います。

③利用者等への交付

サービス提供責任者は、居宅介護計画等を作成した際には遅滞なく利用者に交付しなければなりません。

④居宅介護計画等の実施状況の把握

サービス提供責任者は、他の従業者の行うサービスが居宅介護計画等に沿って実施されているかについて把握するとともに、サービス提供に係る助言、指導等を行うなど必要な管理を行わなければなりません。



個別支援計画③「日中系・居宅系-①」

※個別支援計画の作成に関する業務は、サービス管理責任者が担当しなければなりません。個別支援計画は次の手順に沿って作成しますが、いずれの手順が欠けた場合でも、報酬の減算対象となります(個別支援計画未作成減算。基本報酬の95%を算定)。

①個別支援計画原案の作成

サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、次の事項が記載された個別支援計画の原案を作成します。

- □「利用者及びその家族の生活に対する意向」
- □「総合的な支援の方針」
- □「生活全般の質を向上させるための課題」
- □「サービスの目標及びその達成時期」
- □「サービスを提供する上での留意事項」等

上記以外にも、事業所が提供するサービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて位置付けるよう努めます。

②会議の開催

サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に係る会議(事業所においてサービス提供に当たる担当者を招集して行います)を開催し、個別支援計画の原案の内容について意見を求めます。



個別支援計画4「日中系・居宅系-2」

③個別支援計画原案の利用者又はその家族への説明・同意

サービス管理責任者は、個別支援計画の原案の内容について利用者又はその 家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ます。

④個別支援計画の利用者への交付

サービス管理責任者は、利用者等の同意の上、個別支援計画を作成しますが、当該個別支援計画は利用者に交付しなければなりません。

⑤モニタリングの実施と個別支援計画の見直し

サービス管理責任者は、利用者についての継続的なアセスメントを実施するとともに個別支援計画の実施状況の把握を行います。(モニタリング)

モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行った上で、 定期的に利用者に面接し、定期的にモニタリングの結果を記録しておかなければなり ません。

そのうえで、少なくとも6月(自立訓練(機能・生活)と就労移行支援は3月)に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行います。

サービスの提供①「サービス提供記録」

①サービスの提供の記録と利用者の確認(計画相談支援を除く)

事業者は、事業者及び利用者が、その時点でのサービスの利用状況を把握できるようにするため、サービスを提供した際には、サービスの提供日、サービスの具体的内容、実績時間数、利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項を、サービスの提供の都度記録し、利用者の確認を求めなければなりません。 利用者の確認に際しては自署又は押印を求めます。

療養介護、施設入所支援、共同生活援助については、一月分を月末又は翌月初旬に一括して記録し確認を求めても差し支えありません。

②日報等の作成

個別支援計画等の実施状況を把握・確認するために、サービス提供の詳細に係る 記録(居宅介護従業者が作成する提供記録、施設において作成する日報・日誌等) を作成するよう努めます。

③提供記録の保存

サービス提供記録については、5年間の保存義務があります。記録が確認できない場合は、報酬請求の根拠が無いため、報酬の返還を求める場合があります。

サービスの提供②「報酬算定に係る記録の整備」

①報酬算定に係る記録の整備

介護給付費・訓練等給付費の算定において加算を算定する場合、事前に県に届 出が必要なものの他、当該加算の算定要件として記録の作成が求められるものがあり ます。また、記録の作成が求められない場合においても、加算の算定に必要とされる 支援等の内容を明らかにするため、支援等の内容に係る記録は必ず作成しておきま す。

なお、記録に係る特定の様式が無い場合は、各事業所で使用する既存の書面を活用する他、各事業所の実態に合わせた様式を作成する等してください。

②記録の保存

加算の根拠となる記録については、5年間の保存義務があります。記録が確認できない場合は、報酬請求の根拠が無いため、報酬の返還を求める場合があります。

サービスの提供③「報酬・利用者負担額-①」

①報酬の請求

障害福祉サービスにおける報酬の請求受付と支払業務は国民健康保険団体連合会(以下「国保連」といいます。)が行っており、請求は、インターネットによる電子請求で行います。

②請求事務の流れ(概要)

受給者証を確認し利用者と契約を結んだ後、サービス提供を行い、サービス提供の翌月に請求を行い、請求した翌月に支払いが行われます。

請求情報は、電子請求受付システムにより国保連が受け付けて点検を行った後、市町村で審査を行い、その結果に基づき国保連から事業者へ支払が行われます

- 1.県への届出が受理されると、県から国保連に事業所情報が送信されます。
- 2.国保連より関係書類が郵送されます。
- 3.国保連HPのダウンロードする書類「障害者総合支援等におけるインターネット請求の手引き」に沿ってインターネット請求の準備を行ってください。

サービスの提供4「報酬・利用者負担額-2」

①利用者負担額の受領

事業者は指定障害福祉サービスを提供した際は、市町村が認定した利用者負担額(受給者証上は利用者負担上限月額として表示)とサービスの提供に要した費用(各事業所が運営規程にて定めるもの)の一割相当額のうち低い額の支払いを受けます。利用者は複数の指定障害福祉サービス事業所を利用した場合でもこの利用者負担上限額を超えて利用者負担額を支払う必要はありません。

利用者が複数の障害福祉サービス事業所等を利用した場合については利用者負担額の上限額管理を行い、各事業所では上限額管理後の利用者負担額の支払いを受けることとなります。

(大) 利用者負担に関する事項 負担上限月類 選用期間

②訓練等給付費額等の通知

法定代理受領により市町村から訓練等給付費の支払を受けた場合は、利用者に対して、訓練等給付費の額を通知しなければなりません。

サービスの提供5「利用者に求める事ができる費用」

指定障害福祉サービスの提供において、前項の利用者負担額以外に利用者から支払を受ける費用は、それがサービス提供の一環として行われる便宜に要する費用である場合は、指定基準に定められた費用以外の費用を徴収することはできません。利用者に当該費用の支払いを求める場合には、その種類と額を運営規程に定め、利用者に対してはそのサービスの内容と費用について書面により説明し同意を得なければなりません。費用の支払いを受けた場合には、利用者に領収書を交付します。利用者に求める事ができる費用については、サービス種類別に限定されており、サービスと明確に区分されていない曖昧な名目(共益費、管理料等)の費用の受領は認められていません。

【利用者から徴収が認められる費用の例】

- ○訪問系:通常の実施地域外の居宅等においてサービス提供する場合の交通費
- ○生活介護:食事の提供に要する費用、創作活動の実費、日用品費、その他の日常生活費
- ○短期入所:食事の提供に要する費用、光熱水費、日用品費、その他の日常生活費
- ○グループホーム:食材料費、家賃、光熱水費、日用品費、その他の日常生活費
- ○就労系・自立訓練:食事の提供に要する費用、日用品費、その他の日常生活費
- ○児童発達支援:食事の提供に要する費用(センターのみ)、日用品費、その他の日常生活費
- ○放課後等デイサービス:その他日常生活費

3. 人員・設備基準について

サービス提供責任者の資格要件

〇サービス提供責任者の資格(一部抜粋)

	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	同行援護
介護福祉士 実務者研修修了 者 介護職員基礎研 修修了者等	0	0	<u>※(△</u> 土 実務経験5年)	<u> </u>
旧居宅介護従業 者養成研修修了 者(2級)	△ + 実務経験3年	△ + 実務経験3年	<u>※(△</u> 土 実務経験5年)	<u>※(△</u> 土 実務経験3年)
行動援護従業者 養成研修修了者	_	_	△ + 実務経験3年	_
同行援護従業者 養成研修修了者 (一般·応用)				△ + 居宅介護サービス 提供責任者の資格 要件

※行動援護、同行援護の括弧中(下線部)部分については、平成30年3月までの経過措置期間中

同行援護に係るサービス提供責任者の要件

1 サービス提供責任者の資格要件

次のア及びイのいずれにも該当又はウに該当する者

- ア)次の①から⑤のいずれかに該当する者
 - ①介護福祉士
 - ②社会福祉士及び介護福祉士法に基づく指定を受けた学校又は養成施設において 6月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得するための研修(以下「実 務者研修」という。)を修了した者
 - ③介護職員基礎研修課程修了者
 - 4ヘルパー1級
 - ⑤ヘルパー2級+3年以上の実務経験(※1)
- イ)同行援護従業者養成研修(一般課程+応用課程)の修了者(※2)
- ウ)国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者 又はこれに準ずる者(※3)
- ※13年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が3年以上であり、かつ、実際に業務に従事した 日数が概ね540日以上であることを言う。

なお、実務経験に含まれる業務の範囲は、業務の範囲通知を参考とする。

- ※2 平成30年3月31日までの間はアに該当する場合、イの研修修了者とみなす。
- ※3 ウの「これに準ずる者」とは、社会福祉法人日本ライトハウスによる視覚障害生活訓練指導員研修、盲人歩行訓練指導員研修の修了者等をいう。

同行援護に係る従業者の要件

2 同行援護に係る従業者の資格要件

次のア、イ、ウのいずれかに該当する者

- ア)同行援護従業者養成研修(一般課程)の修了者(※4)
- イ)次の①から④のいずれかに該当し、1年以上の視覚障がいに関する実務経験 を有する者(※5)(※6)
 - ①介護福祉士
 - ②実務者研修修了者
 - ③介護職員基礎研修修了者
 - ④ヘルパー1級又はヘルパー2級
- ウ)国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者 又はこれに準ずる者(※7)
- ※4 視覚障害者移動支援従業者養成研修修了者及び視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者はアの研修修了者と同等とみなす。
- ※5 **平成30年3月31日**までの間はイの①から④のいずれかに該当する場合、アの研修修了者とみなす。(1年以上の実務経験を要しない経過措置)
- ※6 1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が概ね180日以上であることを言う。

なお、実務経験に含まれる業務の範囲は、業務の範囲通知を参考とする。

※7 ウの「これに準ずる者」とは、社会福祉法人日本ライトハウスによる視覚障害生活訓練指導員研修、盲人歩行訓練指導員研修の修了者等をいう。

行動援護のサービス提供責任者・従業者の要件

1 行動援護に係るサービス提供責任者の資格要件

行動援護従業者養成研修修了者であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の福祉に関する事業(直接支援に限る。)に3年以上従事した経験を有する者

注)平成30年3月31日までの間、居宅介護従業者の要件を満たす者であっては、直接業務に5年以上従事した経験を有することで足りるものとする。

2 行動援護に係る従業者の資格要件

行動援護従業者養成研修修了者であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の福祉に関する事業(直接支援に限る。)に1年以上従事した経験を有する者

注)平成30年3月31日までの間、居宅介護従業者の要件を満たす者であっては、直接業務に2年以上従事した経験を有することで足りるものとする。

サービス管理責任者の資格要件

実務経験 (5~10年)



- 相談支援従事者初任者研修
- ・サービス管理責任者研修

〇サービス管理責任者研修の分野

研修分野	指定障害福祉サービス
Λ = #	療養介護
介護 	生活介護
地域生活(身体)	自立訓練(機能訓練)
	自立訓練(生活訓練)
地域生活(知的•精神)	共同生活援助
中於	就労移行支援
就労	就労継続支援(A型·B型)

【注意点】

- ・新規事業所については、1年以内に相談支援従事者初任者研修及びサービス管理責任者研修 を修了すること。(H30.3.31まで)
- ※平成29年4月1日以降に事業開始した場合は、平成30年3月31日まで
- ・サービス管理責任者が変更する場合は、必ず資格要件を確認すること。

サービス管理責任者の業務

- ・個別支援計画の作成を行う。
- ・他の指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握する。
- ・自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行う。
- ・他の従業者に対する技術指導及び助言を行う。

【主な業務】

- ①個別支援計画の作成に関する業務
- ②利用者に対するアセスメント
- ③利用者との面接
- ④個別支援計画作成に係る会議の運営
- ⑤利用者·家族に対する個別支援計画の説明と 交付
- ⑥個別支援計画の実施状況把握(モニタリング)

- ⑦定期的なモニタリング結果の記録
- ⑧個別支援計画の変更(修正)
- ⑨支援内容に関連する関係機関との連絡調整
- ⑩サービス提供職員への技術的な指導と助言
- ⑪自立した日常生活が可能と認められる利用者 への必要な援助

見直し時期	6ヶ月に1回以上	3ヶ月に1回以上
種別	・療養介護・生活介護・共同生活援助・就労継続支援A型・B型・障害児通所支援・障害児入所支援	•自立訓練 •就労移行支援

児童発達管理責任者の資格要件

実務経験 (5~10年)



- 相談支援從事者初任者研修
- 児童発達管理責任者研修

児童発達管理責任者の業務

- ・児童発達支援計画の作成を行う。
- •他の指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握する。
- ・他の従業者に対する技術指導及び助言を行う。

【主な業務】

- ①児童発達支援計画の作成に関する業務
- ②利用者に対するアセスメント
- ③利用者との面接
- ④児童発達支援計画作成に係る会議の運営
- ⑤利用者・家族に対する個別支援計画の説明と 交付
- ⑥児童発達支援計画の実施状況把握(モニタリング)
- ⑦定期的なモニタリング結果の記録

- ⑧児童発達支援計画の変更(修正)
- ⑨支援内容に関連する関係機関との連絡調整
- ⑩サービス提供職員への技術的な指導と助言
- ①利用者又は家族に対する相談、助言

【注意点】

- ・新規事業所については、1年以内に相談支援従事者 初任者研修及び児童発達支援管理責任者研修を修了 すること。(H30.3.31まで)
- ・H27.4.1前から事業を行っている場合は、H28.3.31 (4) でに修了すること。

管理者・施設長の資格要件

	種別	資格要件
療養介護		•医師
生活介護		・社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者 ・社会福祉事業に2年以上従事した者
就労継続	支援A型	・社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者 ・社会福祉事業に2年以上従事した者
就労継続	支援B型	・企業を経営した経験を有する者
障害者支持	爰施設	・社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者 ・社会福祉事業に2年以上従事した者

他の管理者については、資格要件は特に定めがありません。

〇社会福祉法(抜粋)

(資格等)

- 第十九条 社会福祉主事は、都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員とし、年齢二十年以上の者であつて、人格が高潔で、 思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、かつ、次の各号のいずれかに該当するもののうちから任用しなければならない。
- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学、旧高等学校令(大正七年勅令第三百八十九号)に基づく高等学校又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)に基づく専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者
- 二 厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者
- 三 社会福祉士
- 四 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者
- 五 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの

管理者の業務

- •従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行う。
- ・従業者に運営に関する基準を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

【主な業務内容】

- ①利用者・市町村への契約支給量報告等
- ②利用者負担額の受領及び管理
- ③介護給付費の額に係る通知等
- ④提供するサービスの質の評価と改善
- ⑤利用者・家族に対する相談及び援助
- ⑥利用者の日常生活上の適切な支援
- ⑦利用者家族との連携
- ⑧緊急時の対応、非常災害対策等
- ⑨従業者及び業務の一元的管理

【管理者の兼務について】

・管理業務に支障がない場合のみ認められる。
※各サービス種別ごとに基準を確認すること。

種別	職種
居宅介護など居宅系サービス	サービス提供責任者又は従業者
療養介護·生活介護·就労移行支援·就労継続 支援·共同生活援助·短期入所	サービス管理責任者又は従業者
障害児通所支援	児童発達支援管理責任者又は従業者

相談支援専門員の資格要件

実務経験 (5~10年)



- 相談支援従事者初任者研修 <u>or</u>
- 相談支援従事者現任者研修

【注意点】

- ・5年ごとに「相談支援従事者現任者研修」の受講が必要。
- ・相談支援専門員を変更する場合は、必ず資格要件を確認。

相談支援専門員の業務

【主な業務】

- ①生活全般に係る相談、情報提供
- ②利用者に係るアセスメントの実施
- ③サービス利用計画の作成と変更
- ④サービス利用計画の説明と交付
- ⑤サービス利用計画の実施状況等の把握及び評価等(モニタリングの実施)
- ⑥サービス担当者会議等による専門的意見の聴取
- (7)障害福祉施設等との連携等



常勤•専従

○常勤

各事業所において定められている常勤の従業者 が勤務すべき時間数に達していること。(週32時間を下回る場合は、週32時間を基本とする。)

【注意点】

- ・週32時間を下回る場合は、常勤とみなされない。
- ・各法人の就業規則において規定すること。

○専従

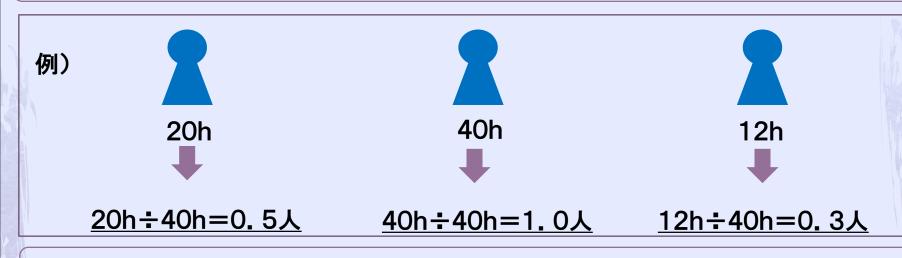
サービス提供時間帯を通じて指定障害福祉サービス等以外の職務に従事しないこと。

【注意点】

・勤務時間中に他の職務に従事できない。サービス管理責任者兼生活支援員は不可。

常勤換算方法・加算等を算定する際の利用者数の考え方

常勤換算:従業者の勤務延べ時間数を常勤の従業者が勤務すべき時間数で除すること。



加算等を算定する際の利用者数の考え方

原則	算定前年度の平均利用者数
新設・増床(6ヶ月未満)の場合	利用定員の90%
新設・増床(6ヶ月~1年未満)の場合	直近6ヶ月の平均利用者数
減少(3ヶ月以上)	3ヶ月の平均利用者数

【注意点】

•平均利用者数は、前年度利用者の延べ数を開所日数で除して得た数とする。

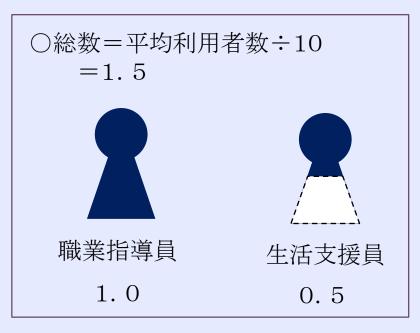


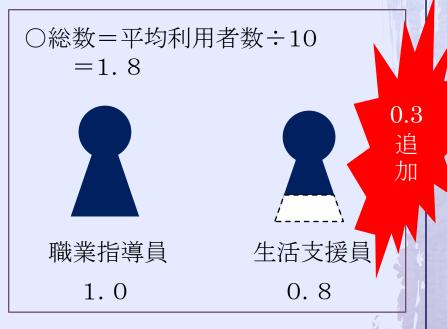
(例)就労継続支援A型事業所の従業者の配置

【事業所の概要】

○前々年度の平均利用者数:15名 ○前年度の平均利用者数:18名

総数:常勤換算で、利用者を10で除した数以上





【前年度】

【今年度】

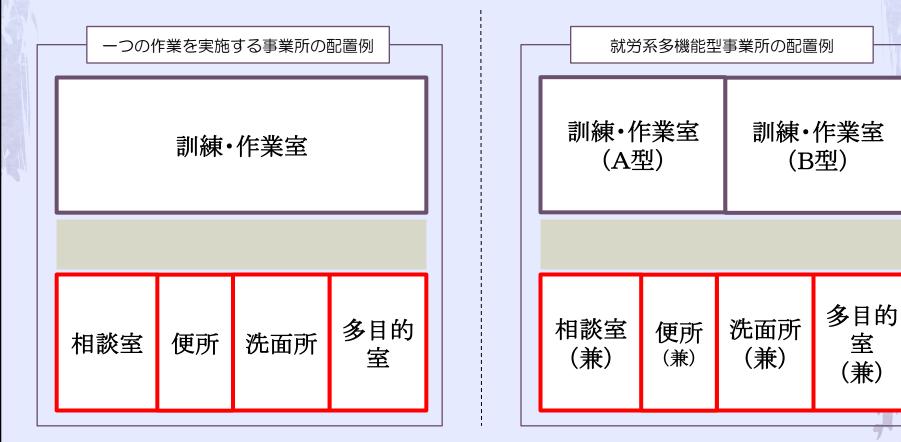
【注意点】

・毎年4月には、人員配置を満たしているか確認が必要。



設備基準(就労系の場合)

- ●訓練・作業室・・・・訓練又は作業に支障がない広さを有すること。訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
- ●相談室・・・・・・室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
- ●洗面所及び便所・・・利用者の特性に応じたものであること。
- ●多目的室その他運営に必要な設備



4. 事業所運営に係る基準

勤務体制の確保等

- •従業者の勤務体制を定めなければならない。
- ・従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保しなければならない。
- ※指定基準に定める人員基準を満たしていない場合(サービス管理責任者欠如または、職員が1割を越えて欠如の場合)、報酬の減算対象となります(人員欠如減算。基本報酬の70%を算定)。
 - ・勤務予定表が事業所ごとに作成されている。
 - 勤務予定表に、従業者の勤務予定が記載されている。
 - 人員基準が満たされているか確認している。
 - ・勤務予定表に勤務時間、常勤・非常勤の別、職種、兼務関係が記載されている。
 - 勤務条件が雇用契約書等で明確となっている。
 - ・研修が計画されている。
 - ・研修の実施記録が保管されている。

衛生管理等

- ・感染症マニュアル等を整備し、従業者に周知し、感染予防に必要な措置を講じなければならない。
- ・事務所の設備及び備品等について、衛生的な管理をしなければならない。



定員の遵守

•利用定員を超えてサービスの提供を行ってはならない。

<u>災害、虐待その他やむを得ない事情</u>がある場合のみ

「利用の申込があったので受け入れた」は、やむを得ない事情にあたらない

「減算にならない範囲なら受入れが可能」という考え方は間違い。

- ・減算は、給付費についての考え方である。
- ・定員超過は、指定基準にある「定員の遵守」に違反。



非常災害対策•事故報告

- ・消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
- ・非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び 連絡体制を整備し、定期的に従業者に周知すること。
- ・定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。
- ・事故が発生した場合は、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うと ともに、必要な措置を講じなければならない。
- ・事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- ・ 消防計画の策定
- ・関係機関への通報及び連絡体制の整備(各種マニュアルの整備、職員や利用者への周知、避難訓練など)
- 事故・ヒヤリ・ハット事例等の記録
- ・再発防止の取り組み
- ・県、市町村への報告



<u>※社会福祉施設等内事件・事故等マニュアル</u> <u>を参照</u>

事故等の報告について

事業所等において、事故・事件、食中毒・感染症、送迎車の交通事故などが発生した場合には、速やかに家族及び関係機関(消防署、警察署、市町村など)に連絡するとともに、県の所管の現地機関又は関係市町村担当課に対し報告すること。

☆連絡先☆

从上间儿从		
事務所名	TEL	FAX
西濃県事務所 福祉課	0584-73-1111	0584-73-3524
揖斐県事務所 福祉課	0585-23-1111	0585-22-1829
可茂県事務所 福祉課	0574-25-3111	0574-25-3934
中濃県事務所 福祉課	0575-33-4011	0575-35-1492
東濃県事務所 福祉課	0572-23-1111	0572-25-0079
恵那県事務所 福祉課	0573-26-1111	0573-25-7129
飛騨県事務所 福祉課	0577-33-1111	0577-33-1085
岐阜地域福祉事務所	058-272-1111	058-278-3526
岐阜保健所 健康増進課	058-380-3001	058-371-1233
西濃保健所 健康増進課	0584-73-1111	0584-74-9334
関保健所 健康増進課	0575-33-4011	0575-33-4701
中濃保健所 健康増進課	0574-25-3111	0574-28-7162
東濃保健所 健康増進課	0572-23-1111	0572-25-6657
恵那保健所 健康増進課	0573-26-1111	0573-25-1174
飛騨保健所 健康増進課	0577-33-1111	0577-34-8327

事故発生時の対応

1. 事故に対応する際の基本姿勢

利用者本人やご家族の気持ちを考え、相手の立場に立った発想で処理していく姿勢が基本。施設に事故の責任がある、ないということよりも、まずは誠意ある態度で臨むことが必要。

2. 事故対応の原則

- (1)個人プレーでなく組織として対応
- (2)事実を踏まえた対応
- (3)窓口を一本化した対応 当事者としての意識を持って一体的な対応をすること。事実を正確に整理、調査し、経過の 正確な記録を行うこと。

3. 事故対応のフロー

- (1)事実の把握と家族等への十分な説明
- (2)改善策の検討と実践
- (3)誠意ある対応

往々にして「簡単に謝罪してはならない」と言われるが、有責無責にかかわらず、迷惑をかけた事については誠意ある対応をすること。「謝罪の意すら示さない」と感情を損ね、訴訟に発展するケースもあり得る。

参考:厚生労働省 福祉サービスにおける危機管理に関する基本指針

http://www.mhlw.go.jp/houdou/2002/04/h0422-2.html

揭示等

- ・事業所の見やすい場所に運営規程の概要等を掲示しなければならない。
- ・重要事項について、ホームページに掲載する等周知に努めなければならない。
- ・運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関など重要事項説明書の内容の掲示
- ・事故発生時の対応、秘密保持、個人情報の保護、苦情相談窓口、苦情解決の体制・手順

秘密保持

- ・正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- ・他の事業所へ利用者等の情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得ておかなければならない。
- ・従業者の秘密保持義務について、在職中及び退職後における秘密保持義務を就業規則 又は雇用契約書、誓約書等に明記すること。
- 利用者及びその家族から個人情報の利用について同意を得ておくこと。

苦情への対応

- ・苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じる。
- ・苦情を受け付けた場合は、苦情の内容を記録する。

苦情は、サービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行う必要がある。



- ・マニュアルの作成
- ・苦情受付の確立・体制整備
- ・再発防止(原因の解明・分析)
- •第三者委員会の設置
- ・サービスの自己評価・満足度調査
- •研修会の開催

※p45 事故発 生時の誠意ある 対応を参照

サービスの質の向上

- ・市町村・県が行う苦情に関する調査に協力するとともに、指導又は助言に従い必要な改善を行う義務や改善内容を報告する義務がある。
- ・また、運営適正化委員会が行う調査又はあっせんに協力しなければならない。

身体的拘束等の禁止

- ・生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束 その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。
- ・やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を<mark>記録</mark>しなければならない。

〇身体拘束とは

- ・徘徊や転落を防ぐため、車いすやベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る。
- 自分で降りられないように、ベッドを柵等で囲む。
- ・点滴等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を 制限するミトン型の手袋等を付ける。
- ・脱衣等を制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

〇身体拘束を行う場合

- ・身体拘束等の必要性が個別支援計画に位置づけられていること。
- ・利用者及び保護者の同意を得ていること。(個別支援計画の見直しの都度、同意をとることが望ましい。)
- ・実施する身体拘束等の態様、実施理由、時間、利用者の状況等を記録すること。

〇虐待防止

- ①県などが実施している「障害者虐待防止・権利擁護研修」などに参加しているか。
- ②虐待防止のための職員研修を行っているか。
- ③毎月、職員に対して、虐待防止チェックリストなどで虐待を行っていないなど確認を 行っているか。
- ④利用者、家族など第三者も含めた通報体制など情報伝達体制が整備されているか。
- ⑤市町村等への通報体制が整備されているか。

【参考】

「障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き」 (厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課 地域移行・障害児支援室)

(参考※5)

虐待防止チェックリスト 職員用 (通所施設)

1. 通所者への体罰など	よくある	時々ある	たまに ある	ない
①通所者に対して殴る、蹴る、その他けがをさせるような行為を行ったことがある。				
②通所者に対して、身体的拘束や長時間正座。直立等の肉体的苦痛を与えたことがある。				
③通所者に対して、食事・おやつを抜くなどの人間の基本的欲求に関わる罰を与えたことがある。				
④通所者に対する他の職員の体罰を容認したことがある。				
2. 通所者への差別	よくある	時々ある	たまに ある	ない
①通所者を子ども扱いするなど、その人の年齢にふさわしくない接し方をしたことがある。	2			
②通所者の障がいの程度、状態、能力、性、年齢等で差別したことがある。	0			
③障がいにより克服困難なことを、通所者本人の責めに帰すような発言をしたことがある。				
④通所者の言葉や歩き方等の真似をしたことがある。				
⑤通所者の行為を嘲笑したり、興味本位で接したことがある。				
		note to	4 444	4-11

記録の整備

・サービス提供に関する記録を整備し、当該記録を整備した日から5年間保 存しなければならない。

【保管すべき書類】

- ① 従業者名簿、勤務記録、従業者の資格証の写し
- ② 就業規則
- ③ 設備、備品記録
- ④ 会計記録(法人決算書類等)
- ⑤ 消防計画・防災計画
- ⑥ 個別支援計画及び計画作成の記録
- ⑦ サービスの提供の記録
- ⑧ 支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録
- ⑨ 自立支援給付費の請求に関する書類
- ⑩ 身体的拘束等の記録
- ① 苦情の内容等の記録
- ② 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- ⑬ 送迎車両の運行記録等の加算の実績(報酬の根拠資料)
- 14) 運営規程
- (15) 指定申請書、変更届、介護給付費等算定に係る体制等に関する届出
- 16 県、市町村等への報告書類

5. その他の手続き等

変更届等

下記の事項に変更があった場合は、10日以内に変更届を提出すること。

(詳細は、「指定障害福祉サービス事業等の申請手続き等について」「指定障害児通所支援事業等の申請手続き等について」参照。)

- ① 事業所の名称
- ② 事業所の所在地
- ③ 申請者の名称
- ④ 申請者の主たる事務所の所在地
- ⑤ 申請者の代表者の氏名、住所等
- ⑥ 定款・寄付行為等
- ⑦ 事業所の平面図及び設備の概要
- ⑧ 事業所の管理者の氏名、住所等
- ⑨ 事業所のサービス管理責任者の氏名、住所等
- ⑩ 主たる対象者
- ① 運営規程
- ⑩ 役員の氏名、住所等
- ③ 協力医療機関の名称、診療科名等
- 〇 事業を廃止、休止しようとするときは1月前までに、休止した事業を再開したときは10日以内に、廃止・休止・再開届出書を提出すること。
- 〇 指定の有効期間は6年。6年ごとに指定の更新を受ける必要がある。

実施主体の変更について

・実施主体の法人が変更となった場合の手続きは。

例えば

- ●NPO → 一般社団法人
- ●NPO → 株式会社

法人格が変更となる場合は、指定を受けた法人の事業所は、「廃止」の取扱いとなります。 速やかに相談すること。

※ 補助事業を受けている場合、**財産処分の承認**が必要となります。 協議に時間を要する場合があるため注意すること。

●特定非営利活動法人○△□→特定非営利活動法人□△○

法人の名称が変更となる場合は、変更届を提出すること。

業務管理体制の届出

平成24年4月1日の障害者自立支援法(平成17年法律第123号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)の改正により、障害者(児)施設・事業者による法令遵守の義務の履行を確保し、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者又は入所者の保護と障害福祉サービス等の事業運営の適正化を図るため、各事業者に対し法令遵守等の業務管理体制の整備とその届出が義務付けられました。

〇実施内容の例

研修会の参加、職員研修、サービス実施内容、自立支援給付等の請求等のチェックなど

指定の取り消しにおける連座制の適用

- ① 取り消しの理由となった不正行為に、法人の組織的関与が確認された場合に、 連座制が適用されることとなります。
- ② 同一法人グループ等における密接な関係を有する法人が指定の取り消しを受けた場合、指定・更新の欠格事由に該当します。

【密接な関係を有する者に関するサービス類型】

障害福祉サービス

◎ごとの類型内で適用

- · 居宅介護 · 重度訪問介護 · 同行援護 · 行動援護
- ◎障害福祉サービスⅡ

◎障害福祉サービス I

- ・生活介護(※)・短期入所
- ◎障害福祉サービスⅢ
- · 重度障害者等包括支援
- ◎障害福祉サービスIV
- · 共同生活援助
- ◎障害福祉サービスV(※)
- · 自立訓練 · 就労移行支援 · 就労継続支援

※施設障害福祉サービスとして提供される場合を除く。

障害者支援施設

·障害者支援施設

相談支援(障害者)

- ◎ことの類型内で適用
- ◎地域相談支援
- ◎計画相談支援

障害児通所支援

· 障害児通所支援

相談支援(障害児)

障害児相談支援



介護給付費等算定に係る体制に関する届出

サービス提供時の報酬の算定にあたっては、「(体制様式(総括表))指定障害福祉サービス事業ごとの介護給付費等の算定に係る体制等状況総括表」に掲げる事項について、新規に指定障害福祉サービス等の提供を行う場合及び届け出た体制に変更があった場合、事前に岐阜県知事等に届け出る必要があります。

- 〇報酬の加算等(算定される単位数が増えるものに限る)の算定の場合
 - ・届出が毎月15日以前になされた場合・・・翌月のサービス提供分から
 - ・届出が毎月16日以降になされた場合・・・翌々月のサービス提供分から
- 〇報酬の加算等がされなくなる場合
 - ・加算等が算定されなくなった事実が発生した日
- 〇年度初めの取扱い
 - ・前年度実績に基づいて区分が変更(算定される単位数の増減にかかわらず)される報酬の加算等については、毎年度4月15日までに届出があった場合に、4月のサービス提供分から算定します。

報酬告示・留意事項等に係る注意事項

○加算等が算定されなくなる場合の取り扱い

加算が算定されなくなる状況が生じた場合は、速やかに県に届けること。加算が算定されなくなった事実が発生した日から加算の算定は行わないこと。なお、この届出を行わず、加算の請求を行った場合は、不正請求となるため、県から返還措置を指導します。(悪質な場合は指定の取消処分の対象となります。)

○人員欠如に該当する場合の取り扱い

従業者の員数が基準を下回る場合、報酬を減算することとされていますが、これは、適正なサービス提供を確保するための規定であるため、人員欠如の未然防止に努めること。なお著しい人員欠如が継続する場合は、県から従業者の増員、利用定員の見直し、事業の休止を指導します。(悪質な場合は指定の取消処分の対象となります。)

○個別支援計画の作成が適切に行われていない場合の取り扱い

サービス管理責任者により個別支援計画が作成されていない場合または、個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていない場合は、減算の対象となります。なお、当該減算に該当する場合は、県から規定の遵守を指導します。(指導に従わない場合は取消処分の対象となります。)

利用者負担の取扱い

障害福祉サービスを提供した場合は、支給決定障害者等から当該障害福祉サービスに 係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

ただし、就労継続支援A型については、利用者負担減免の申請を行った場合に限り、減免することができる。

【「指定障害福祉サービス等の利用に係る利用者負担額について」(平成27年2月4日付け障第917号・保医第1622号障害福祉課長・保健医療課長通知】

運営基準等のチェック

実施している障害福祉サービスが運営基準等に合致しているかを確認できるようセルフチェックを作成しました。

毎年1回は、セルフチェックにより、運営基準等を遵守しているかを確認してください。 実施した結果について、提出していただく場合があります。

〇障害者総合支援法

http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/shogaisha/horei/11226/index_4812.html

〇児童福祉法

http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/shogaisha/horei/11226/zidou.html



サービス管理責任者の不在

○サービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)が退職し、サービス管理責任者が不在 となる。求人募集はしているが、まだ、決まっていない。

- ●新規の利用は?
 - →個別支援計画等作成できないため、新規の利用は控える。
- ●個別支援計画の見直しは?
- →個別支援計画の作成は、サービス管理責任者が行うため、当該月から当該状態が解消される に至った月の前月まで個別支援計画未作成減算となる。(基本単位数の95%を算定)
- ●基本報酬は?
- →人員基準を満たしていない月の翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、サービス管理責任者欠如減算となる。(基本単位数の70%を算定)
- ●事業所の開設は?
 - →長期間にわたる場合は、休止も検討する。

サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者が不在となった場合、速やかに、障害福祉課へ連絡すること。

サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の暫定配置

- ・新規指定事業所において、実務経験の要件を満たしていれば、配置されてから1年以内に研修を受講することを条件として、これらの研修を受講・修了していない場合であっても、暫定的にサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として配置することができるもの。
- ・ただし、事業の開始の日から起算して1年経過するまでに「相談支援従事者初任者研修(講義部分)」かつ「サービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)研修」を修了することが条件であるため、必ず受講すること。
- ・研修受講漏れ等によりサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の要件を満たさなくなった場合は、サービス管理責任者欠如減算(基本単位数の70%を算定)及び個別支援計画未作成減算(基本単位数の95%を算定)を行う必要があること。また、場合により岐阜県からの事業所の休止等の指導を行います。

岐阜県のホームページ

http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/shogaisha/horei/11226/

申請様式集

トップベージ	くらし・防災 環境	子ども・医療 福祉	産業・農林水産 観光	社会基盤
oogle""カスタム検索	検索	利用者別で探す	組織から探す	サイトマップから探す
ップ > 子ども・医療	・福祉 > 障がい者 > 流	法令・計画等 > 障害者	総合支援法等	
				最終更新
				取形文史》
ich de 18 mages a	×644 A + 1374 11			
岐阜県障害	皆総合支援法・ 児	尼童福祉法		
SHOUTH, THE PROPERTY OF A STATE O				
Security Property of the security of the	5総合支援法・リ ス事業所の指定更			
SHOUTH, THE PROPERTY OF A STATE O	ズ事業所の指定更			
障害福祉サービ・指定更新手続きに	ズ事業所の指定更			
障害福祉サービ・ ・指定更新手続きに 指定申請・約	ス事業所の指定す	動について	亦	更届•体制届

指定基準条例

制定条例及び対象サービス(平成27年3月25日現在)

制定条例 全文	対象サービス
1. 岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成24年岐阜県条例第82号)(PDF 340KB)	障害児の通所サービス
2. 岐阜県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定め る条例(平成24年岐阜県条例第83号)(PDF 646KB)	障害児の入所サービス
3. 岐阜県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成24年岐阜県条例第84号)(最低基準)(PDF 341KB)	訪問系サービス、短期入所及び障害者 支援施設を除く障害福祉サービス事業
4. 岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する 基準を定める条例(平成24年岐阜県条例第85号)(指定基準)(PDF 511KB)	障害者支援施設を除く障害福祉サービ ス事業
5. 岐阜県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 24年岐阜県条例第86号)(最低基準)(PDF 306KB)	障害者支援施設

指定申請•給付

- •<u>申請•様式集(</u>)
- ·<u>申請·様式集(</u>
- 申請• 様式集(
- 運営規定集
- ·<u>厚牛労働省等通知</u>
- ・指定更新手続きについて
- 障害支援区分
- 障害者総合支援法

加算状況

トップ>健康・福祉>福祉>障がい者福祉>障害者総合支援法・児童福祉法>指定台帳

指定障害福祉サービス事業者等一覧表

岐阜県内における障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく指定障害福祉サービス事業所等の一覧表(平成27年8月1日現在)です。

指定障害福祉サービス事業所等一覧表(平成27年8月1日現在)

介護給付費等算定に係る体制等状況一覧表(平成27年度)

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく指定障害福祉サービス事業所等の介護給付費等算定に係る体制状況(過去1年間分)をEXCELデータで提供しています。

当該データをもとに、岐阜県国民健康保険団体連合会に事業所情報が登録されていますので、請<mark>求事務の考</mark>い(平成27年8月20日更新)。

なお、**登録データに誤り等がある場合は、県障害福祉課(身体障がい、知的障がい、障がい分)、県保健医療課(精神障がい事業所関係分)までご連絡ください。**(誤ったまま国保連請求をなる場合や、後日、給付費返還いただく場合もありますので、ご注意願います。)

報酬の状況を確認 してください。

障害者総合支援法に基づく事業所・施設 ※H27.8.20現在

1. 指定居宅介護·指定重度訪問介護·指定同行援護·指定行動援護

ご清聴ありがとうございました。 引き続き、適切な事業所運営に 努めてください。